

東北中体連剣道申し合わせ事項

令和7年度 岩手県大会

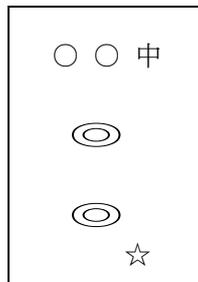
【剣道試合・審判規則に関わる事項】

- 1 開始線の位置は中心より、1.4mとする。
- 2 足袋（指の出ているもの、皮底、ゴム底のものは使用禁止）、サポーター（剣道専用）、テーピング（スポンジ入り禁止）などの使用は開会式の前もしくは直後に申し出ること（詳細については別紙「足袋・サポーターについて」を参照）。本人の使用状況を確認してもらい、許可を得る。ただし、足の指に巻く程度はテーピングとしない。
- 3 不正竹刀を使用した場合はその使用者を負けとする。また、その後の同種目の試合を継続することはできない。ただし、リーグ戦の場合もトーナメント戦でもその試合のみとし、前の試合にさかのぼらない。その後、団体トーナメント戦においては不正竹刀使用者に変わって補員の出場を認める。
この場合不正竹刀とは
(1) 「ビニールやセロテープを巻いた竹刀」
(2) 「異物を挿入した竹刀」（異物とは、先皮のゴム、柄頭チギリ<鉄片>以外のものすべてをいう。）
(3) 合印のついていない竹刀をいう。
- 4 試合中、審判の許可なく竹刀の柄以外の部分をつかんだ場合は反則とする。
- 5 突き技については、禁止として反則とすることもある。（技としては反則とする）
- 6 上段の構えはとらせない。隻腕については、その都度協議する。
- 7 二刀については、使用させない。
- 8 片手打ちは有効打突としない。
- 9 「変形な構え等の防御姿勢」をとった場合は、1回目は「合議」の上「指導」、2回目以降は「合議」のうえ「反則」とする。（公正を害する行為）
- 10 倒れた瞬間の一本は有効とする。（危険な場合は直ちに「止め」をかけ間をおかない）
- 11 竹刀の弦が回った状態の時は一度指導し、次からは有効打突と認めない。

【試合運営に関わる事項】

- 1 試合場には監督、選手、主務、補員以外は入らないこと。
- 2 監督はその学校の校長、教員に限る。また、地域クラブ活動に所属する中学生の出場については、責任ある代表者・指導者が監督を務めること。監督の変更は原則として認めない。
- 3 選手（補員を含む）は前垂に学校名（団体名）、氏名を明記した名札をつける。名札をつけないものは出場を認めない。名札は図を参照のこと。
- 4 オーダーの変更は認めない。反則した場合はそのチームの負けとする。選手と補員の変更については、監督会議で承認を得るか、**総務委員長**に自校立礼前までに「選手変更願」を提出し許可を得て、登録されている補員をあてる。
- 5 団体戦は、審判側から先鋒、次鋒……の順で整列する。
- 6 正面への礼は第一試合だけとし、第二試合からは互いの礼のみとする。
- 7 団体戦の開始の礼では先鋒、次鋒は面を装着し竹刀を持つこと。終りは大将を同様とする。
- 8 試合開始とは「始め」の宣言後立って構えてからとする。
- 9 審判合議の時の試合者は立ったまま納刀をし、9歩の間合いまで下がって蹲踞または正座をして待つこと。
- 10 つばを固定すること。つばは、草色（白色、茶系統）のものを使用すること。
- 11 面金を黒塗りにした面など、通常の配色でない面の使用を禁止する。
- 12 面ひもはゆわえたところから40cm以内とする。（長い場合は切る）
- 13 防具は確実に装着すること。不備な場合は指導する。また、お守り等はつけさせない。

- 14 剣道着，袴は紺または白を原則とする。（すその刺繍は禁止する）
- 15 面紐・胴紐は赤色系の色は使用禁止とする。
- 16 面乳革は紺，黒以外を使用禁止とする。その他，華美なものについては禁止すること。
- 17 柄革は，滑り止め(ゴム等)や模様等のない無地のもので白色とする。
- 18 紅白の目印は各校（団体）で準備する。
- 19 監督の服装は，白半袖シャツ，白か灰色のズボン，ネクタイ，女子は白半袖シャツ，白か灰色のスカートかズボンとし，監督会議も同様とする。試合時は選手と同じように監督席で礼をし，先鋒，大将の試合の時には正座すること。
- 20 主務は男女いずれであってもよい。服装は，制服・白靴下か剣道着とする。
- 21 試合中の応援は拍手のみとする。
- 22 会場内（競技場・観覧席）への応援旗・激励旗等は持ち込まないこと。
- 23 指導者は選手激励のため，非紳士的言動にはしらぬように厳重に注意すること。選手控え席への時計類の持ち込み，サイン等による指示や試合者への声援などをしてはならない。また，試合終了者の指導については，試合が終了後，試合場外（アリーナの外，廊下，応援父母席など）で指導する。
- 24 選手交代のパフォーマンスはしないこと。（胴つき等）
- 25 名札は，下図のように黒か紺に白で学校名（団体名）と姓を記入すること。着用しない時は出場を認めない。
- 26 剣道試合・審判規則の改正について，適正に対応した剣道具・剣道着・竹刀を使用すること。



同姓のものがある場合は
☆の位置に頭文字を付ける。（同姓のものは全員つけさせること）